



船用内燃主機関陸上試験方法

JIS F 4304 : 1999

(2006 確認)

平成 11 年 3 月 24 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、運輸大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS F 4304 : 1994は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS F 4304には、次に示す附属書がある。

附属書1(参考) 陸上試験の範囲

附属書2(参考) 陸上試験の項目

主 務 大 臣：運輸大臣 制定：昭和 28.1.24 改正：平成 11.3.24

官 報 公 示：平成 11.3.24

原案作成協力者：財団法人 日本船舶標準協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 船舶部会（部会長 小山 初見）

この規格についての意見又は質問は、運輸省海上技術安全局技術課（☎100-8989 東京都千代田区霞が関2丁目1-3）又は工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

船用内燃主機関陸上試験方法 F 4304:1999

Shipbuilding—Internal combustion engines
for propelling use—Shop test code

序文 1995年に第4版として発行されたISO 3046-1, Reciprocating internal combustion engines—Performance—Part 1: Standard reference conditions, declarations of power, fuel and lubricating oil consumptions, and test methodsを元に、対応する部分(船用内燃主機関の陸上試験方法に関する規定)については、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない規定内容を追加した。

なお、この規格で側線及び点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格にない事項である。

1. 適用範囲 この規格は、船用内燃主機関に対して機関製造業者の工場の運転台上における試験方法について規定する。

備考 この規格の対応国際規格を次に示す。

ISO 3046-1, Reciprocating internal combustion engines—Performance—Part 1: Standard reference conditions, declarations of power, fuel and lubricating oil consumptions, and test methods

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格はその最新版を適用する。

JIS B 8002-1 往復動内燃機関—性能—第1部：標準大気条件、出力・燃料消費量・潤滑油消費量の表示及び試験方法

JIS B 8002-3 往復動内燃機関—性能—第3部：測定

JIS B 8002-4 往復動内燃機関—性能—第4部：調速

JIS B 8002-5 往復動内燃機関—性能—第5部：ねじり振動

JIS B 8002-6 往復動内燃機関—性能—第6部：過回転速度防止

JIS F 0401 船用内燃主機関の出力の呼び方及びその定義

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS B 8002-1, B 8002-3, B 8002-4, B 8002-5, B 8002-6**及び**JIS F 0401**による。

4. 試験方法 受渡試験が必要ならば、その旨契約書に記載しなければならない。形式試験及び特殊試験は、受渡当事者間の合意によって定める。

4.1 試験の呼び方 この規格では試験を二つに区分し、次のとおりとする。

a) 受渡試験 **JIS B 8002-1**の3.5.1による。

b) 形式試験 **JIS B 8002-1**の3.5.2による。

4.2 試験の範囲

4.2.1 受渡試験及び形式試験の試験範囲は機関製造業者が定める。

4.2.2 測定項目は機関製造業者の責任で定めるが、注文者の合意が必要である。測定項目は機関群によって区別されるが、その機関群を選択する際の一つの指針は**JIS B 8002-1**の表4による。さらに**JIS B 8002-1**の表5にはそ